

令和二年八月二十五日

聖籠町農業委員会第二十四期

第十八回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第18回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第18回総会は、令和2年8月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

1番 駒澤 一男（会長）	2番 新保 昇英（会長職務代理）
3番 曽根 善治（農地部長）	4番 宮下 吉勝（農政部長）
5番 新保 要一	6番 栗原 一成
7番 新保 勇	8番 八幡 裕
9番 神田 勝	10番 加藤 百合子

2 欠席委員 なし

3 出席職員

局長 田村 治 次長 長谷川 一也 主任 二宮 広輝

4 総会の議事等日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査
について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間
管理権）申出審査について

「会長」 ただいまより、聖籠町農業委員会第24期第18回総会を開会いたします。
(開会 午後2時00分)

皆さん、大変暑いところ、ご苦労様です。例年だとお盆を過ぎると少し涼しくなるのですが、今年は長雨の反動なのか暑い日が続いている中で、また明日から台風8号の影響でフェーン現象っぽくなり、猛暑日が続くことが予想され、農作物の管理も大事ですが、皆さんの体調管理もしっかりされて健康で過ごしていただきたいと思います。

昨日8月24日、新潟のトラック会館で地域別農業委員代表者研修会があり、本来なら、農業委員、推進委員が全員集まって行っている研修会ですが、今回コロナウイルスの感染拡大防止のため、私と代理、局長の3人で代表して研修してきました。研修内容としては、県から人・農地プランの実質化に関し、今後我々が話し合いの場に入っていくんですが、進め方や心構えなど基本的なことの説明、その後、事例報告として燕市農業委員会の会長から様々な事例報告がありました。その後、農業会議の事務局から農地利用の最適化の注意点並びに事例報告などいくつか事例を挙げて説明を受けてきました。人・農地プランについても、農地の最適化についても我々農業委員の重要な任務となりますので、研修を受けてきたことを皆さんに伝えていきたいと思います。

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、7番委員、8番委員を指名いたします。なお、説明者には次長、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和2年8月25日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会長」 異議なしと認め本日1日限りと決定いたします。

「会長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、議長。それでは1ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれも、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は先ほどの事前審査において、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農地部長より補足説明がありました。議案第1号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 議案第1号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会長」 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、議長。それでは2ページをご覧ください。

「議案朗読」

この案件は、農地法第4条第6項第1号口(2)に該当し、市街地近郊農地と認められるため、第2種農地と判断されます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第2号は、先ほどの事前審査において、申請理由を見ると宅地造成したいのではないかとの質問があり、3年間は資材置場として利用し、10年間は開発ができないとの説明でした。それと関連して、3年と10年の違いは何かと質問があり、農地法と都市計画法の違いであるとの説明でした。柵についてはどうなっているのかと質問があり、資金面で難しいとの説明でした。騒音等の質問もありましたが、地元区長からの工事中の騒音にも気を付けてもらいたいとお願いがあり、事務局からも指導するとの説明でした。地区担当の補足説明もあり、他は、異議なく、許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第2号について許可してご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について、上程いたします。 事務局説明願います。

「次 長」 はい、議長。 それでは3ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第3号につきましては、番号135～138、141～143、この農地は同じ地内なのに、賃料が違すぎる、もっと平らにならないのかと質問がありました。それに対しては、以前から耕作している農地であり、相対の話し合いで賃料なので仕方がないのではないかとのことでした。他は、異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、最初に審議願います。6番委員、退席願います。

(6番委員、退席)

「会長」 番号149番から155番までについて、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 番号149番から155番までについて、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(6番委員、入場着席)

「会長」 7番委員、退席願います。

(7番委員、退席)

「会長」 番号156番から158番について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 番号 156 番から 158 番について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(7番委員、入場着席)

「会長」 これで議事参与に関する案件が終了しました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 議案第3号について承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、議長。それでは7ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第4号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。この件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 議案第4号について承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、総会を閉会します。

(閉会 午後2時30分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会

議

長

駒澤一男



聖籠町農業委員会

署名委員

新保勇



署名委員

八幡裕

